

消費税について

平成 23 年 12 月 7 日

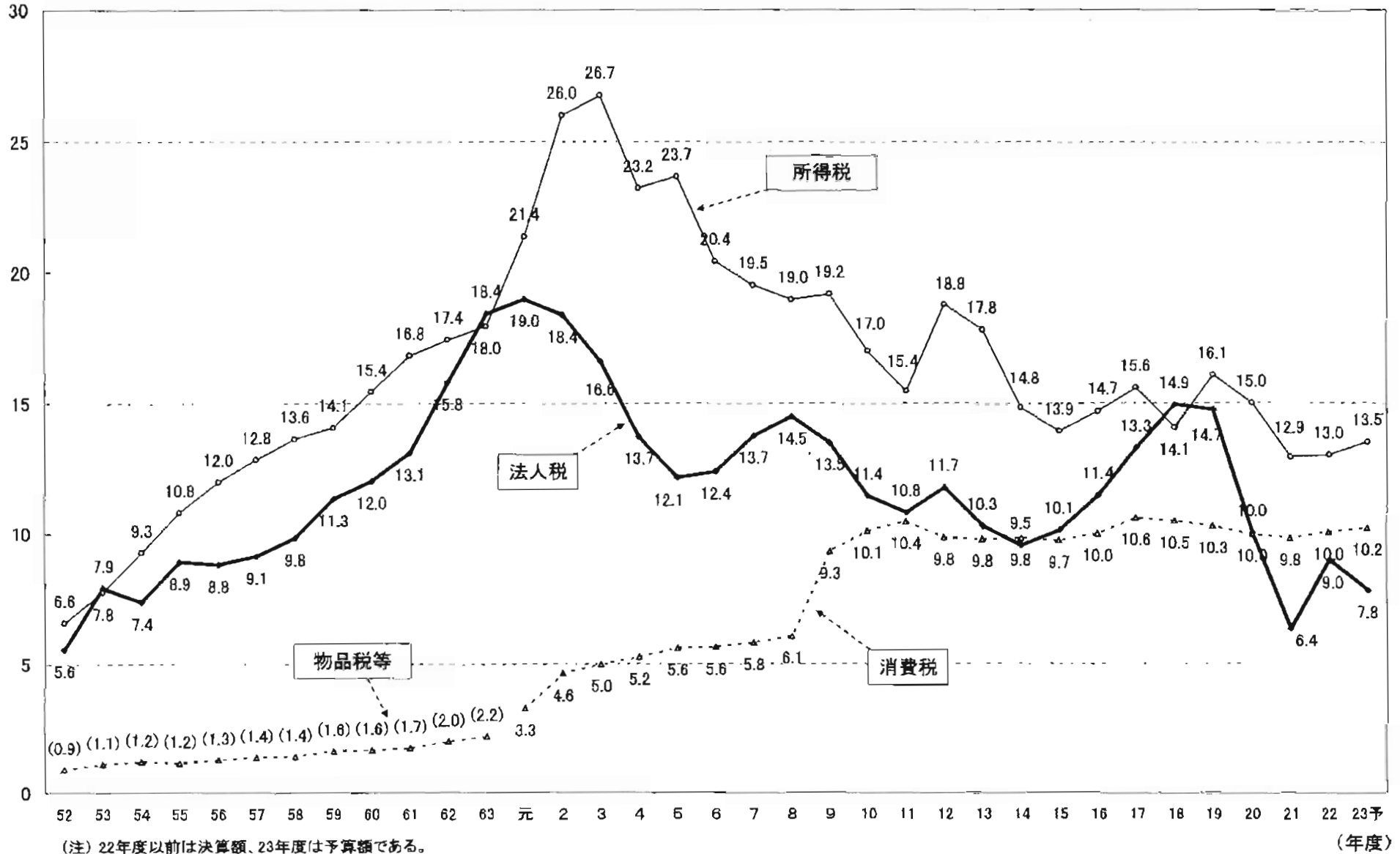
財 務 省

所得税と消費税の特徴

	所 得 税	消 費 税
垂直的公平	・ 税率の累進構造により、 <u>高い所得水準を有する人ほど多くの税負担を求め</u> ることができる。	・ 消費水準に応じて比例的に税負担を求めることができるが、 <u>所得水準に対する税負担の逆進性が生じかねない</u> 。
水平的公平	・ <u>所得の種類等によって課税ベースの把握に差が生ずるおそれがあり、同じ所得水準であっても税負担に差異が生じかねない</u> 。	・ 所得の種類等にかかわらず、 <u>同等の消費水準の人には同等の負担を求め</u> ることができる。
世代間公平	・ <u>税負担が勤労世代に偏りかねない</u> 。	・ 勤労世代だけでなく、 <u>広く社会の構成員が税負担を分かち合う</u> ことができる。
中立性 (活力)	・ 累進構造によっては(累進度がきつい場合には)、 <u>勤労意欲や事業意欲を損い</u> かねない。	・ 生産活動に伴う所得に対して課税するものではないことや、所得水準に対する累進性が弱い(ない)ことから、 <u>勤労意欲や事業意欲に対して中立的</u> である。
簡素性	・ 税率の累進構造や各種控除をはじめとして、 <u>種々の例外的な規定があり、複雑</u> である。	・ <u>例外的な規定も少なく、比較的簡素</u> である。
税収動向	・ <u>景気動向に伴って税収が変動</u> するため、景気の自動安定化機能を果たすと期待される。 ・ 景気動向に伴って税収が変動するため、 <u>安定的な公的サービスの提供が困難</u> となりかねない。	・ 景気動向に伴う税収の変動が比較的小さいため、景気の自動安定化機能も比較的小さいと考えられる。 ・ <u>景気動向に伴う税収の変動が比較的小さいため、比較的安定的な公的サービスの提供が期待</u> できる。

主要税目の税収(一般会計分)の推移

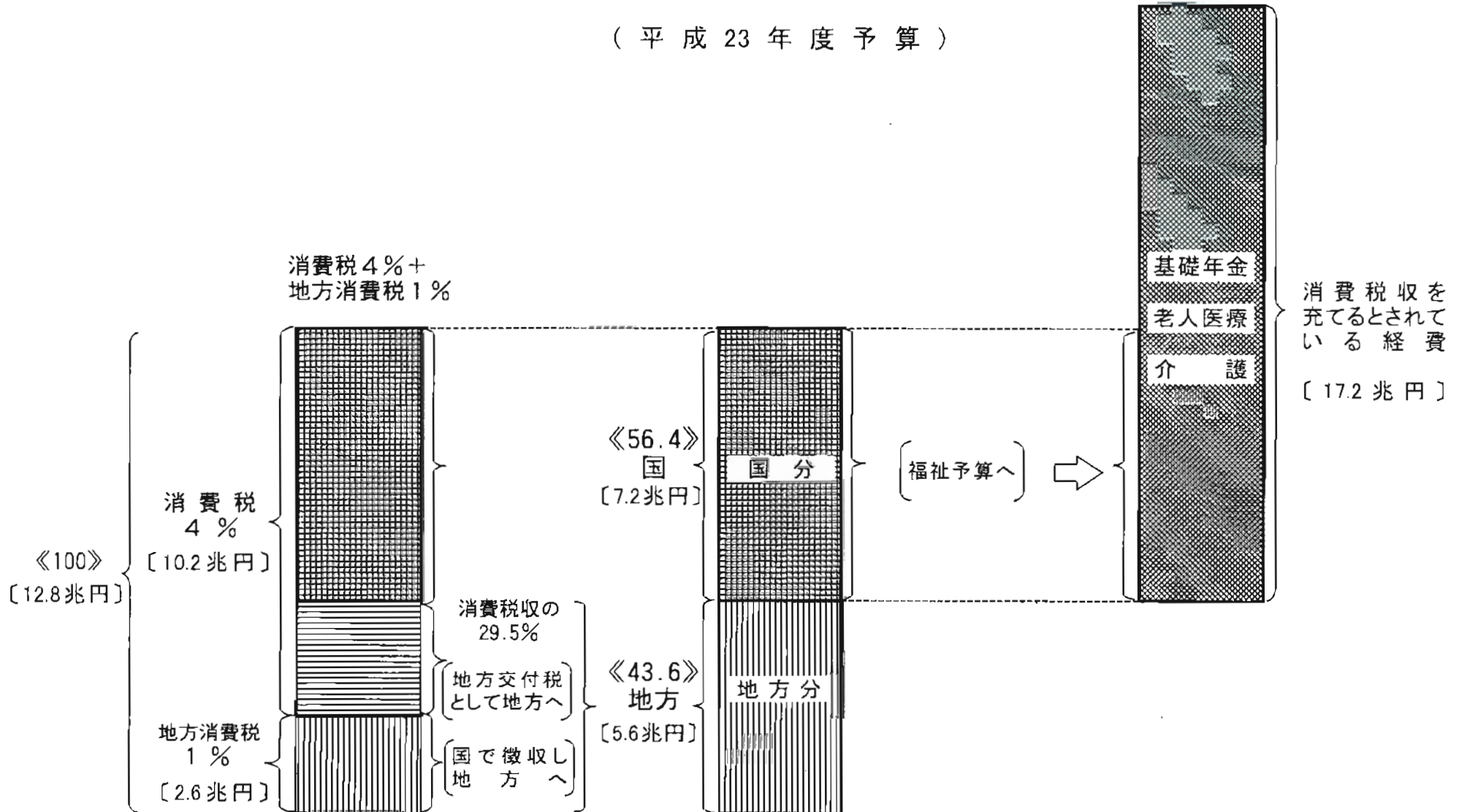
(兆円)



消費税の使途

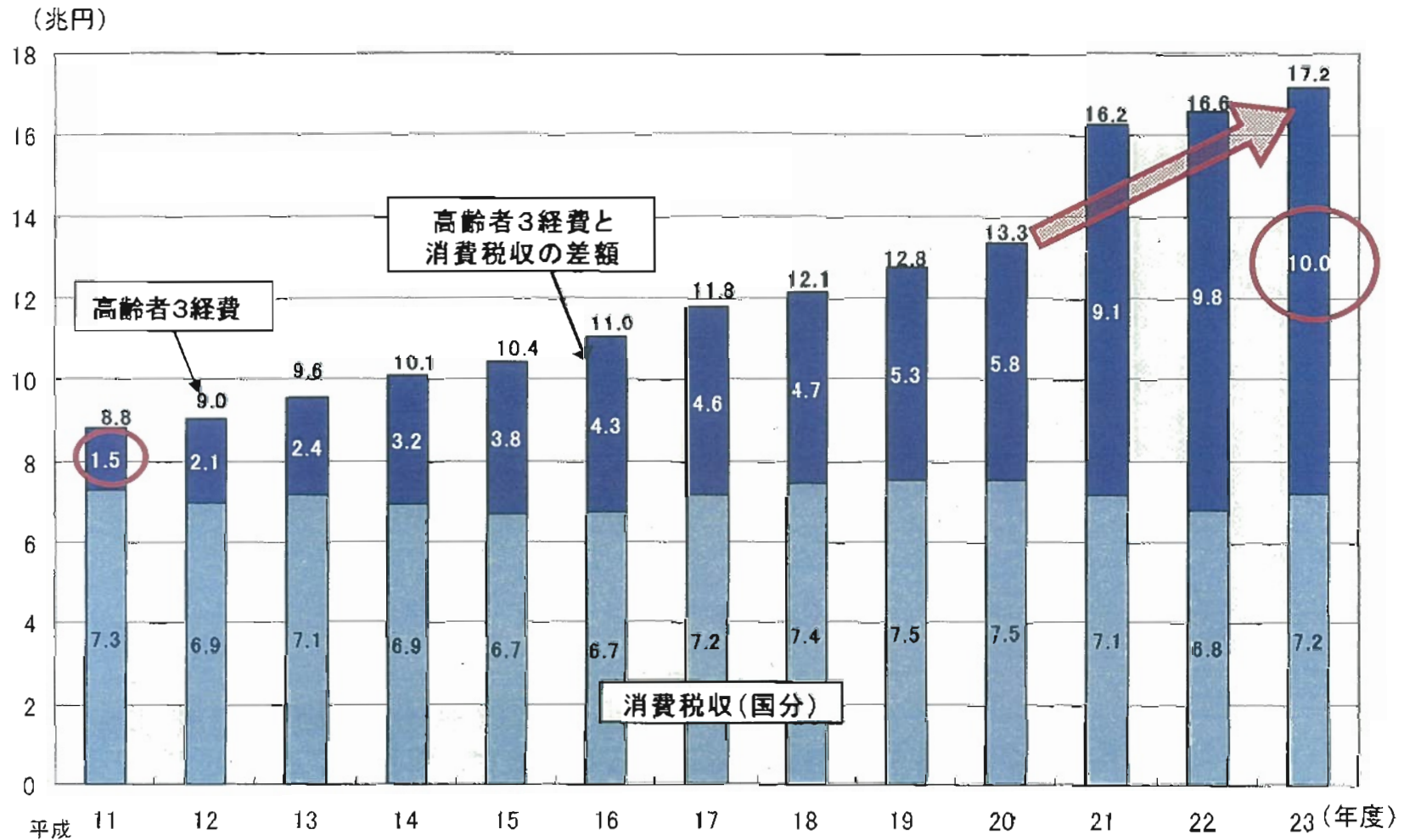
○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を予算総則に規定(平成11年度予算～)

(平成23年度予算)



消費税の使途

- 高齢者3経費と消費税収の差額は、平成11年度の1.5兆円から平成23年度には10.0兆円にまで拡大。
- 特に21年度以降には、基礎年金国庫負担1/2への引上げ(16年国民年金法改正)に伴い、差額は更に拡大。



(注) 計数は当初予算ペース。

(複数税率に関する論点等)

社会保障・税一体改革成案（抄）

〔平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定〕

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大綱（閣議決定）で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

（略）

（3）消費課税

消費税（国・地方）については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。

併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

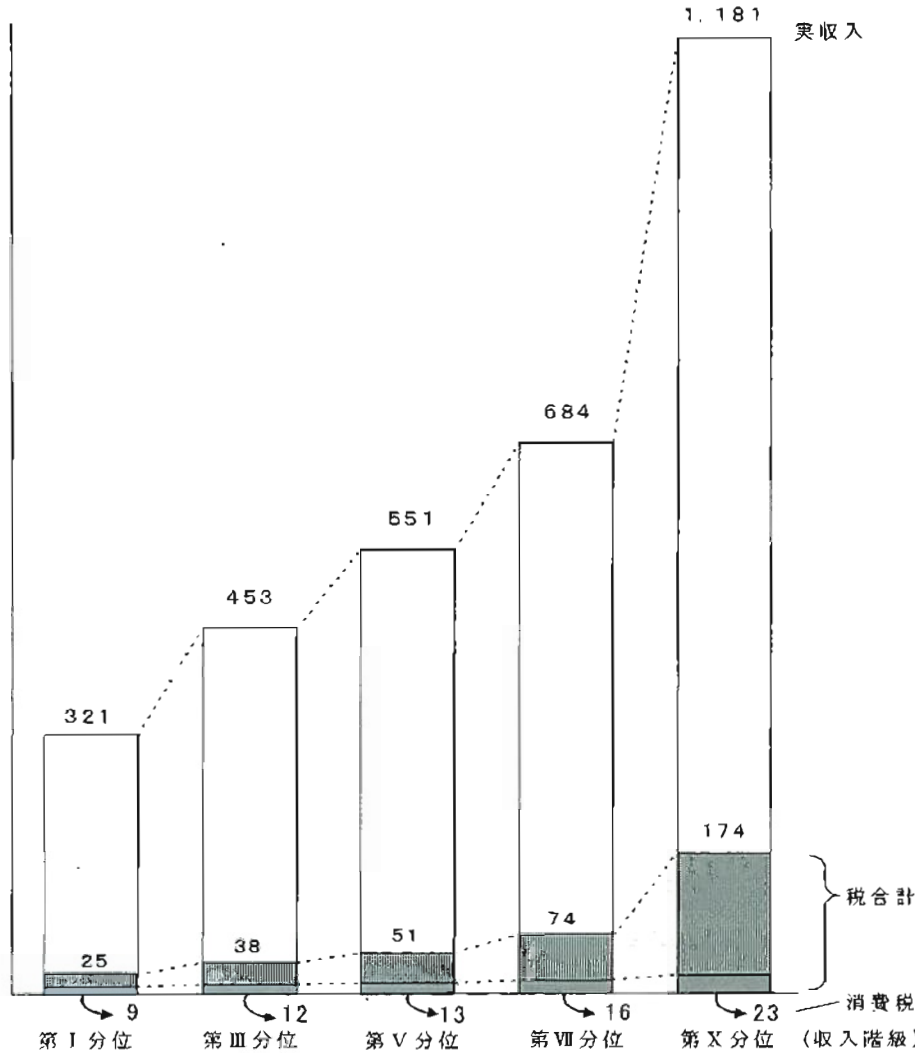
エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源CO₂排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。

（略）

収入階級別の実収入に対する税負担(平成20年分)

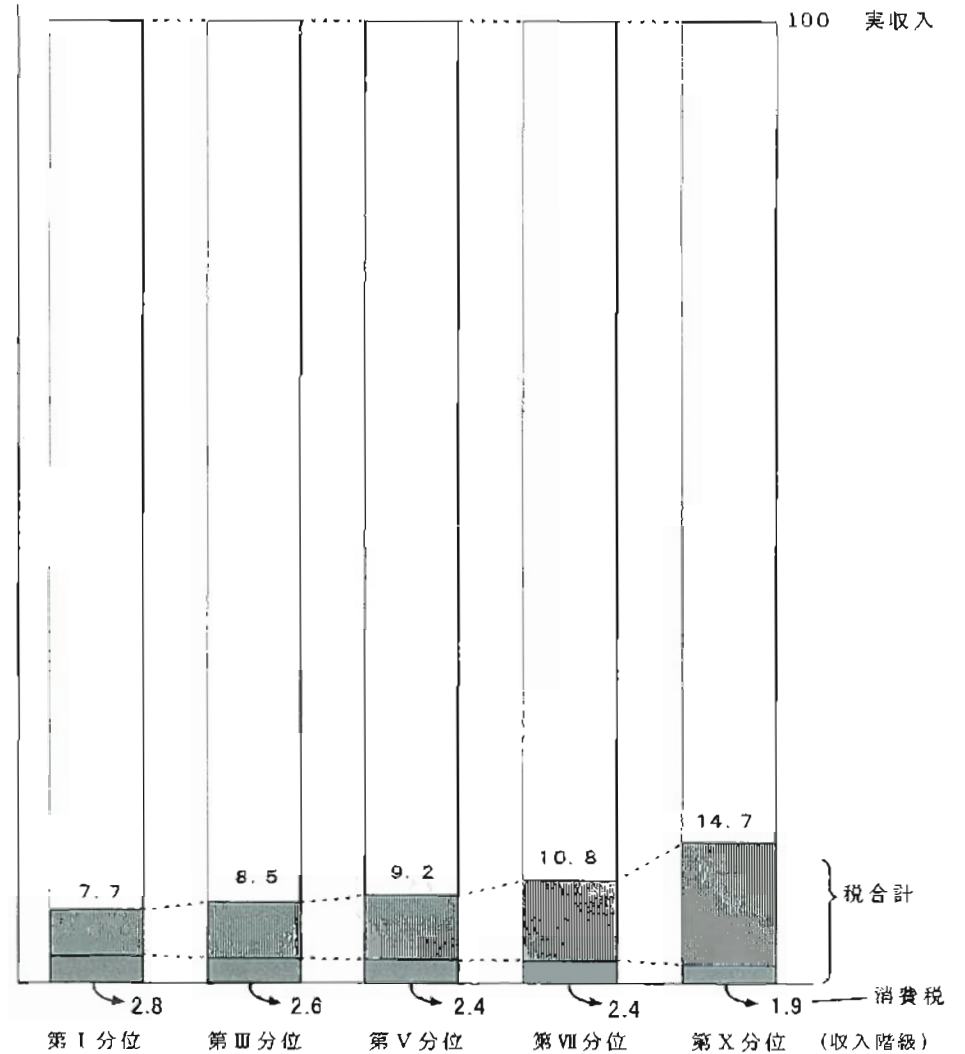
○ 収入階級別の実収入と税負担額(1年当たり)

(単位:万円)
実収入



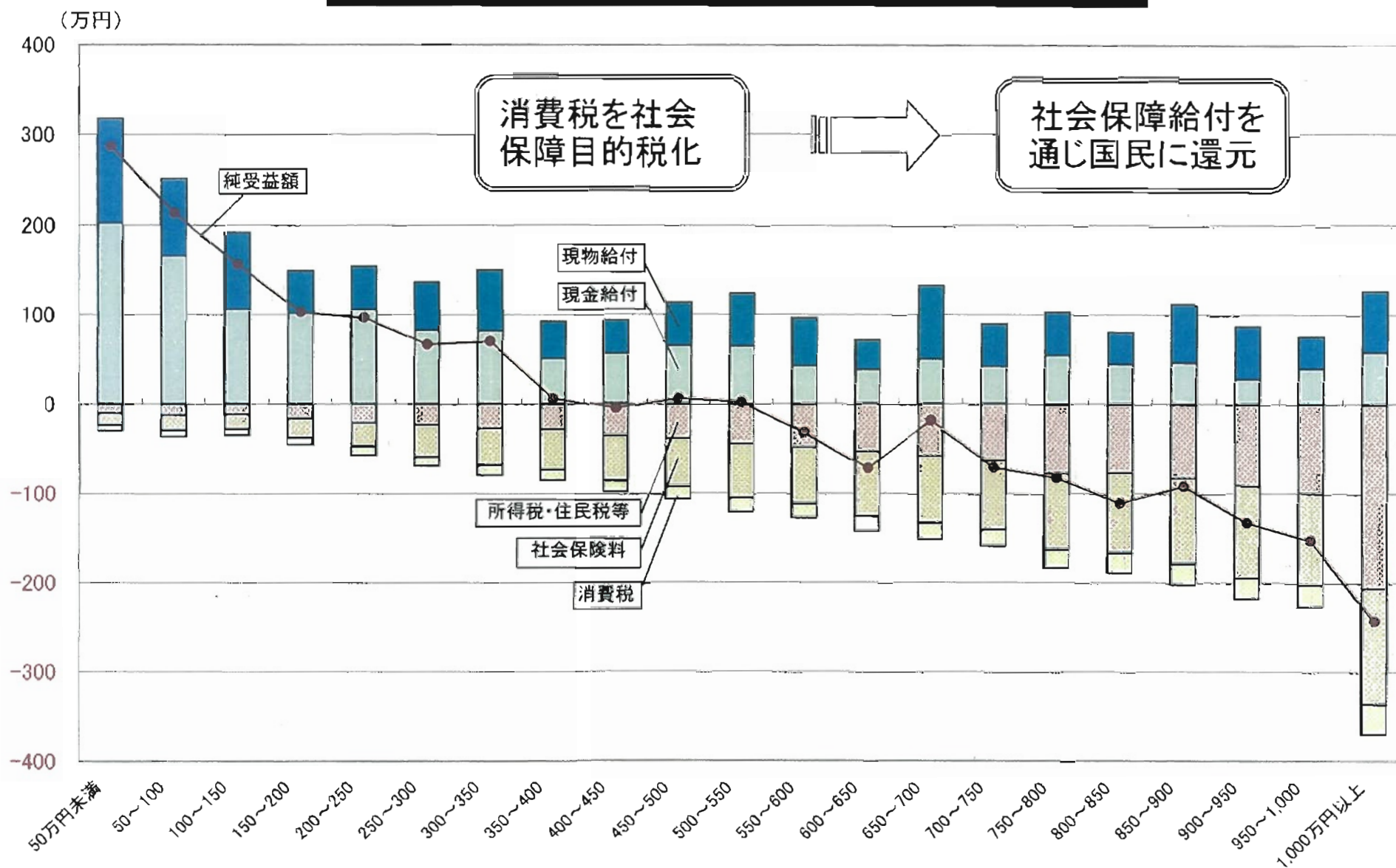
○ 収入階級別の実収入に占める税負担割合

(単位:%)
100 実収入



(備考)総務省統計局「家計調査(勤労者世帯)」(平成20年)を基に推計。

当初所得階級別 税・社会保障負担と給付の関係



(注1) 世帯の当初所得により分類している。当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農林・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険等の合計額)の合計額を指す(社会保障給付は含まれていない)。

(注2) 現物給付、現金給付、所得税・住民税等及び社会保険料については、平成20年所得再分配調査による。消費税については、所得再分配調査上の可処分所得(総所得-所得税・住民税等-社会保険料)に、平成21年全国消費実態調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

OECD諸国における食料品に対する付加価値税の適用税率の現状(未定稿)

(2011年1月現在)

◆ 食料品に係る軽減税率を導入している国(25カ国)

標準税率	国数	国名(標準税率, 食料品に係る軽減税率)
20%以上	15	アイスランド(25.5%, 7%) ハンガリー(25%, 18%) ノルウェー(25%, 14%) スウェーデン(25%, 12%) フィンランド(23%, 13%) ギリシャ(23%, 13%) ポルトガル(23%, 6%) ポーランド(23%, 5%) ベルギー(21%, 6%) アイルランド(21%, 0%) オーストリア(20%, 10%) チェコ(20%, 10%) イタリア(20%, 10%) スロベニア(20%, 8.5%) イギリス(20%, 0%)
15%以上20%未満	7	フランス(19.6%, 5.5%) ドイツ(19%, 7%) オランダ(19%, 6%) スペイン(18%, 8%) トルコ(18%, 8%) メキシコ(16%, 0%) ルクセンブルク(15%, 3%)
10%以上15%未満	1	オーストラリア(10%, 0%)
5%以上10%未満	2	スイス(8%, 2.5%) カナダ(5%, 0%)

◆ 食料品に対し標準税率を適用している国(8カ国)

国数	国名(税率)
3	デンマーク(25%) スロバキア(20%) エストニア(20%)
3	チリ(19%) イスラエル(16%) ニュージーランド(15%)
1	韓国(10%)
1	日本(5%)

(注1)軽減税率が適用される食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては標準税率が適用される場合がある。また、未加工農産物など一部の食料品について上記以外の取扱いとなる場合がある。










(注2)カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)の他に、ほとんどの州で州の付加価値税等が課される。

(注3)アメリカは、州、郡、市により小売上税が課されている。

諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例

贅沢品か否かの違い



【フランス】

標準税率 (19.6%)	軽減税率 (5.5%)	備考
<p>キャビア </p>	<p>フォアグラ </p> <p>トリュフ </p>	<p>フォアグラ及びトリュフには、国内産業を保護するため軽減税率が適用される一方、キャビアには、高級品かつ輸入品であるため標準税率が適用されているといわれている。</p>
<p>マーガリン </p>	<p>バター </p>	<p>マーガリンに軽減税率が適用されないのは、バターを製造する酪農家を保護するためといわれている。</p>
<p>普通のチョコレート </p>	<p>板チョコ </p>	<p>昔、チョコレートは高級品だったため、原則として標準税率が適用されるが、板チョコ等には軽減税率が適用される。</p>
<p>カカオ含有量 50% 以上のチョコレート製品 </p>	<p>カカオ含有量 50% 未満のチョコレート製品 </p>	<p>チョコレート製品については、カカオの含有量によって異なる税率が適用される。</p>

(出所) 各国聞き取り調査等に基づく。

外食と食料品の違い

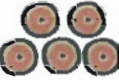
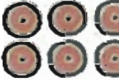
【イギリス】

標準税率 (20%)	軽減税率 (0%)	備考
<p>フィッシュ&チップスやハンバーガーなど温かいテイクアウト商品 </p>	<p>デリカテッセンなどスーパーの惣菜 </p>	<p>イギリスでは、外食サービス(標準税率)と食料品(軽減税率)との区分けの指標として、「気温より高く温められたかどうか」が採用されている。</p> <p>なお、フィッシュ&チップス業界は、スーパーの惣菜は競合品であるとして、左記の取扱いに反発している。</p>

【ドイツ】

標準税率 (19%)	軽減税率 (7%)	備考
<p>ハンバーガー (店内飲食用) </p>	<p>ハンバーガー (持ち帰り用) </p>	<p>同じファーストフードのハンバーガーであっても、店内飲食用と持ち帰り用とで異なる税率が適用される。</p>

【カナダ】

標準税率 (5%)	軽減税率 (0%)	備考
<p>ドーナツ (5個以下) </p>	<p>ドーナツ (6個以上) </p>	<p>カナダでは、ドーナツなどのお菓子について「その場ですぐ食べるかどうか」を、適用税率を区分けする指標としている。</p> <p>販売個数が少ない場合(5個以下)には、その場で食べるものとみなして標準税率が適用される。</p>

消費税導入前に指摘されていた間接税の歪み

課税のアンバランス<旧物品税の例>

	課 税	不 課 税
贅沢品か否か	普通の家具（けやき製等）、食器棚、金貨、ゴルフ用具	桐製・うるし塗りの家具、システムキッチン、金地金、テニス用具、スキー
新品と旧商品	白黒テレビ、ラジオ	液晶テレビ、留守番電話、自動車電話、電器パン製造機、パソコン、ワープロ
同じように普及しているもの	扇風機、ストーブ、冷蔵庫、掃除機、コーヒー、ココア、ウーロン茶	こたつ、アイロン、ミシン、紅茶、緑茶
サービス課税の欠如	化粧品、ビデオテープ、航空運賃、掃除機	美容サロン、ビデオレンタル、宅配便、家政婦サービス

サービス課税の欠如

	昭和 63 年度
サービス課税の税収(国税・地方税合計)に占める割合	(%) 1. 0
サービス課税の間接税等税収に占める割合	4. 7
消費支出に占めるサービス支出の割合	54. 4

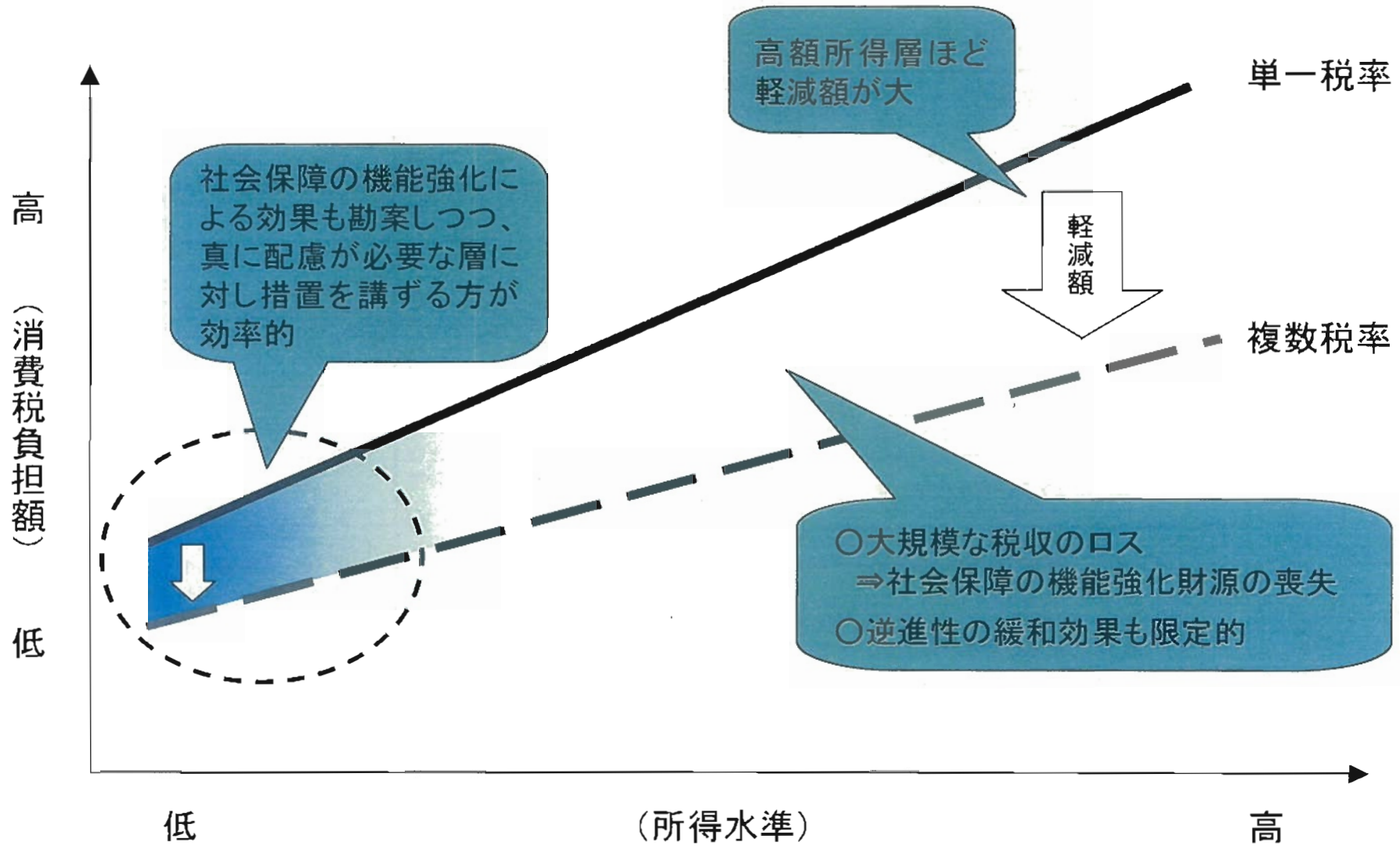
(備考) サービス課税：旧入場税、旧通行税、旧娯楽施設利用税、旧料理飲食等消費税、入湯税。

貿易摩擦の原因<旧物品税の例>

国名等	品 目	批 判 の 内 容
E C アメリカ	乗 用 車	大型乗用車に高い税率が適用されるため、輸入車が不利
カ ナ ダ	金 貨	金地金（非課税）に比べ不利
ス イ ス	貴金属時計	一般の時計(税率 10%)に比べ貴金属時計(税率 30%)が不利

(出典)「図説 日本の税制 平成 19 年度版(財経詳報社)」、「最新 消費税法(税務経理協会)」

軽減税率の効果について



軽減税率の導入が標準税率に与える影響

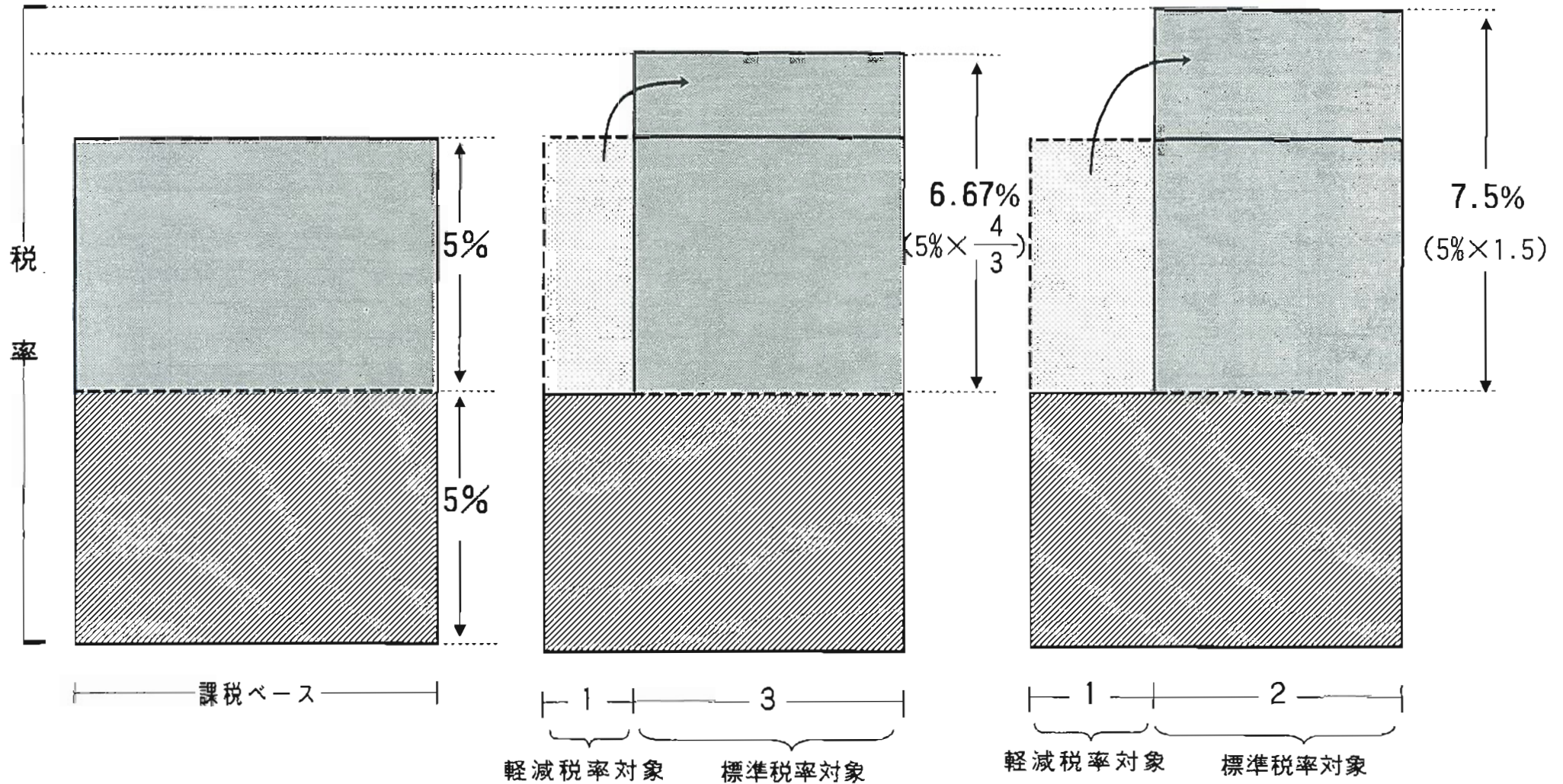
[単一税率]

[ケース1]

[ケース2]

(課税ベースの 1/4 が軽減対象)

(課税ベースの 1/3 が軽減対象)



『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

「インボイス制度」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。

[日本] 請求書

14年11月20日 No.

株式会社〇〇商事様 株式会社△△商事
千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥1,050,000

税率	消費税額等
5%	50,000

月日	品名	数量	単価	金額(税込)	摘要
11/20	パソコン	5	174,000	870,000	
	CDプレーヤー	8	8,000	64,000	
	プリンター	3	22,000	66,000	
合計				1,050,000	

303 H160

記載義務なし

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

課税事業者の登録番号

Sales Invoice No.174
 ○×△ TRADE LTD
 From: Any Street, Any Town
 To: N Obody, 222 The High Street
 London NE14 4PT

VAT Reg. No.987 6543 21

Sale: Time of supply 16/01/02 Date of Issue: 19/01/02

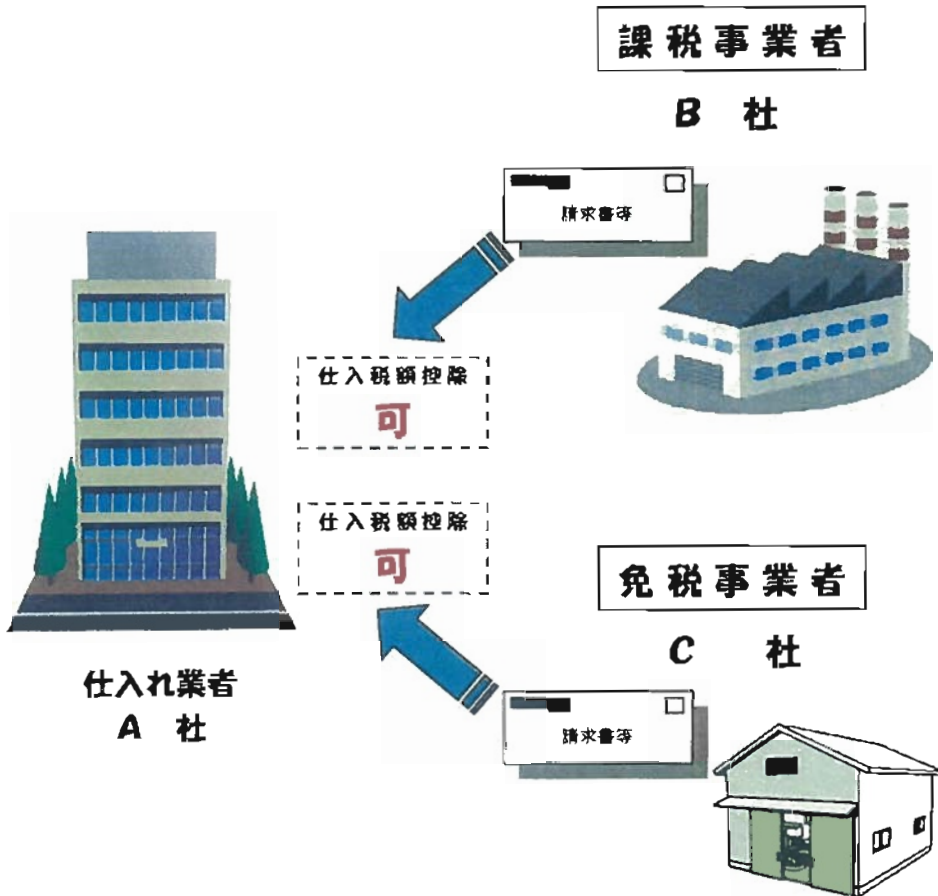
Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15@£25.20	151.20		
4	Record Players@£23.6	94.40		
6	Lamps, T77@£15.50	93.00	17.5	59.25
		338.60		
Total (Net)		338.60	Total VAT	59.25
		VAT	59.25	
TOTAL		£397.85		

適用税率・
税額の記載
を義務付け

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。
 - 「インボイス方式」は、
 - ① 「インボイス」に税額の記載が義務付けられている。
 - ② 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。
- (注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

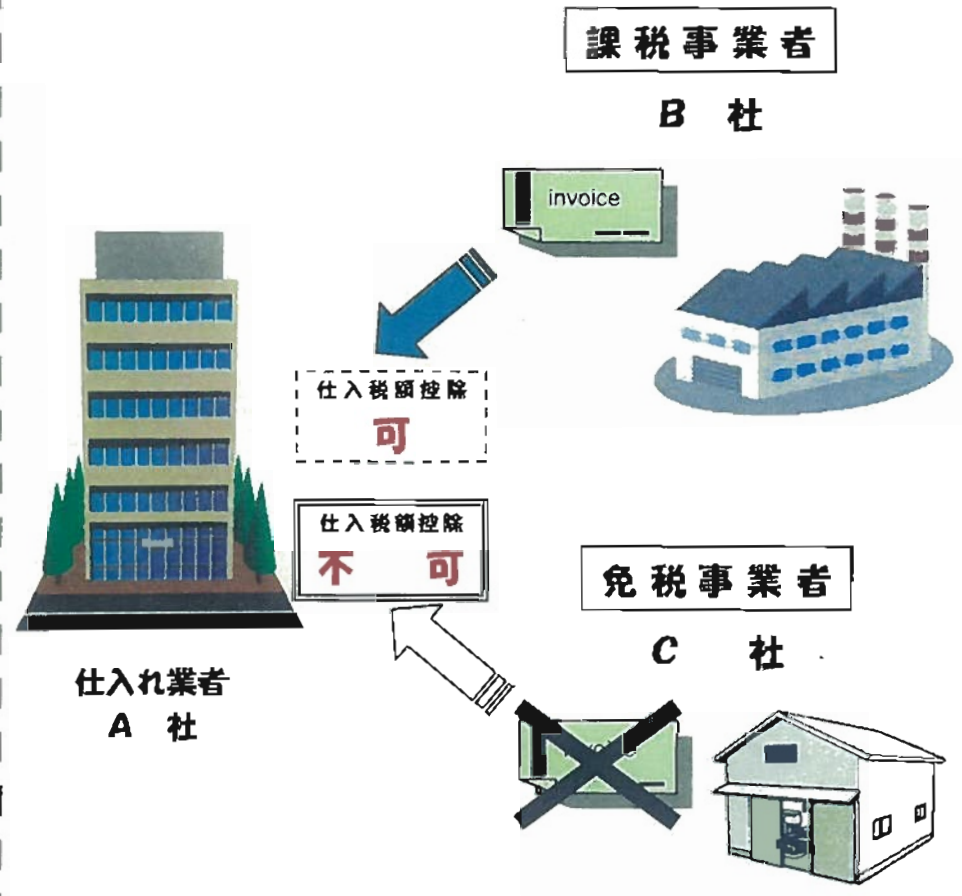
インボイス制度の導入が免税事業者に与える影響

現行制度



※ 現行制度においては、免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除可。

インボイス制度導入後



※ インボイスを発行できない免税事業者からの仕入れについては、仕入税額控除不可。

(課税の適正化等)

社会保障・税一体改革成案(抄)
(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大綱(閣議決定)で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

(中 略)

(3) 消費課税

消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率(国・地方)が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。

併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

消費税制度改正の歩み

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行	【平成15年度改正】 (注)平成16年4月施行	【平成23年度改正】
①税率： 3%		→ 4% 地方消費税創設(1%)		
②仕入税額控除:帳簿方式		→ 請求書等保存方式		
③免税点制度: 適用上限 3000万円		資本金 1000万円以上の 新設法人は不適用 ※設立当初の2年間に限る。	→ 1000万円	前年又は前事業年度上半期の課税 売上高(給与支払額)が1000万円 を超える事業者は不適用 (注)法人は25年12月決算から、個人 は25年分から適用。
④簡易課税制度: ○ 適用上限5億円 ○ みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 4億円	→ 2億円	→ 5000万円 (注) 免税点制度と簡易課税制度の 適用上限については、法人は 17年3月決算から、個人 は17年分から適用、	
⑤95%ルール:適用上限なし	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分		→ 5億円
⑥限界控除制度: 適用上限 6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止		(注)法人は25年3月決算から、個人は 25年分から適用。
⑦申告納付: 中間納付と確定申告の 年2回 (中間申告の基準年税額 60万超)	→ 中間申告納付回数を 年3回に増加 (確定申告と合わせ年4回) { 中間申告の基準年税額 60万円超 500万円以下 年1回 500万円超 年3回 }	→ 中間申告の基準年税額の 引下げ { 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 年3回 }	→ 中間申告納付回数を 年11回に増加 (確定申告と合わせ年12回) { 中間申告の基準年税額 48万円超 400万円以下 年1回 400万円超 4800万円以下 年3回 4800万円超 年11回 }	
⑧価格表示:			→ 総額表示を義務付け	
⑨使途:			【平成11年度予算~】 → 福祉目的化	

消費税の課税事業者数の推移

【合計】

+165万件

(単位：万件、[%])

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
A 課税事業者数	208	213	372	367	358	354	349
B 本則課税	113	125	211	210	207	206	204
C 簡易課税	94	88	161	157	151	148	145
[C/A]	[45.4]	[41.5]	[43.2]	[42.8]	[42.3]	[41.8]	[41.6]

(注1) 各年度の件数は、各年4月1日から翌年3月31日までの間に終了した課税期間分の申告件数(国・地方公共団体等については翌年9月30日までの申告を含む。)である。

(注2) 15年度改正により、法人は17年3月決算から、個人は17年分から、免税点の適用上限を引下げ(3,000万円→1,000万円)。

【個人事業者】

+117万件

A 課税事業者数	44	42	162	157	149	146	143
B 本則課税	19	19	61	59	56	55	55
C 簡易課税	25	23	101	98	93	91	89
[C/A]	[56.4]	[54.8]	[62.3]	[62.4]	[62.5]	[62.0]	[61.8]

【法人】

+48万件

A 課税事業者数	163	171	211	210	209	208	206
B 本則課税	94	106	151	151	151	150	149
C 簡易課税	69	65	60	59	58	57	57
[C/A]	[42.2]	[38.0]	[28.4]	[28.2]	[27.9]	[27.6]	[27.5]

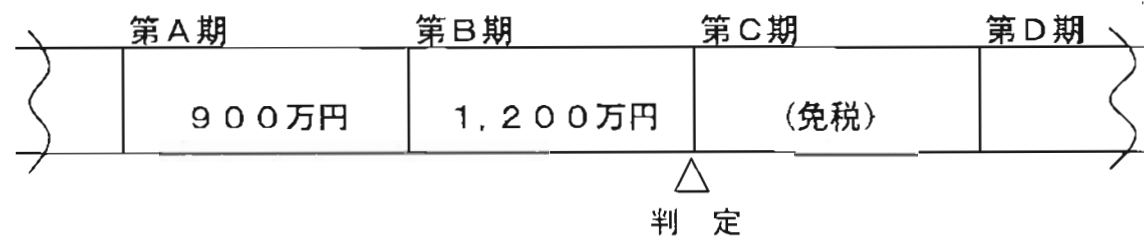
事業者免税点制度の概要

前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務が免除されている。

制度の趣旨

小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例措置

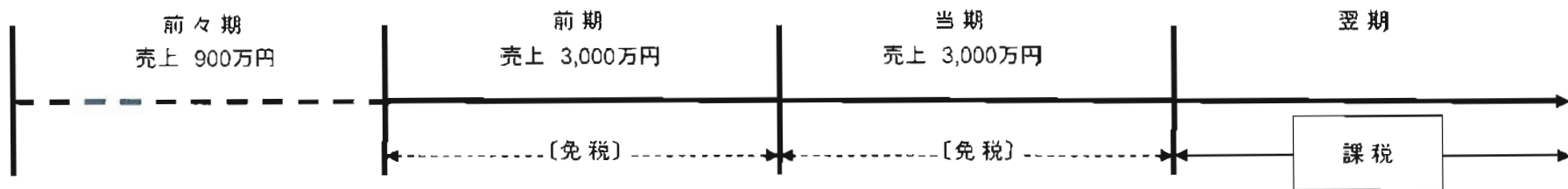
【 事 例 】



- 第C期 — 免税（前々期（第A期）の課税売上高が1,000万円以下）

消費税の免税事業者の要件の見直し(平成23年度改正)

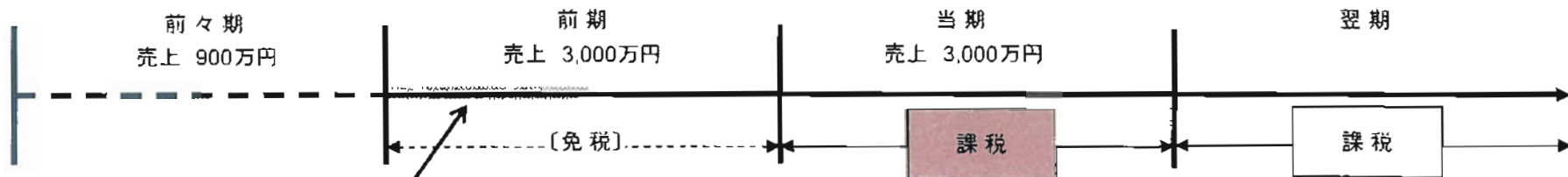
改正前



当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定 ⇒ 前期に売上げが急増しても、課税事業者となるのは翌期から



改正後



課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、その翌期から課税事業者とする。ただし、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできる。

※ 上記の改正は、その年又はその事業年度が平成25年1月1日以後に開始するものについて適用する。

会計検査院の検査報告について

○ 消費税の課税期間に係る基準期間がない法人の納税義務の免除について（平成 23 年 10 月）

<会計検査院による所見>（要約）

従前から資本金 1000 万円未満の新設法人においても設立当初の第 1 期事業年度から相当の売上高を有する法人や設立 2 年以内の事業者免税点制度を利用した租税回避等を行っている法人が見受けられている。

このような状況を踏まえて、事業者免税点制度が有効かつ公平に機能しているかに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

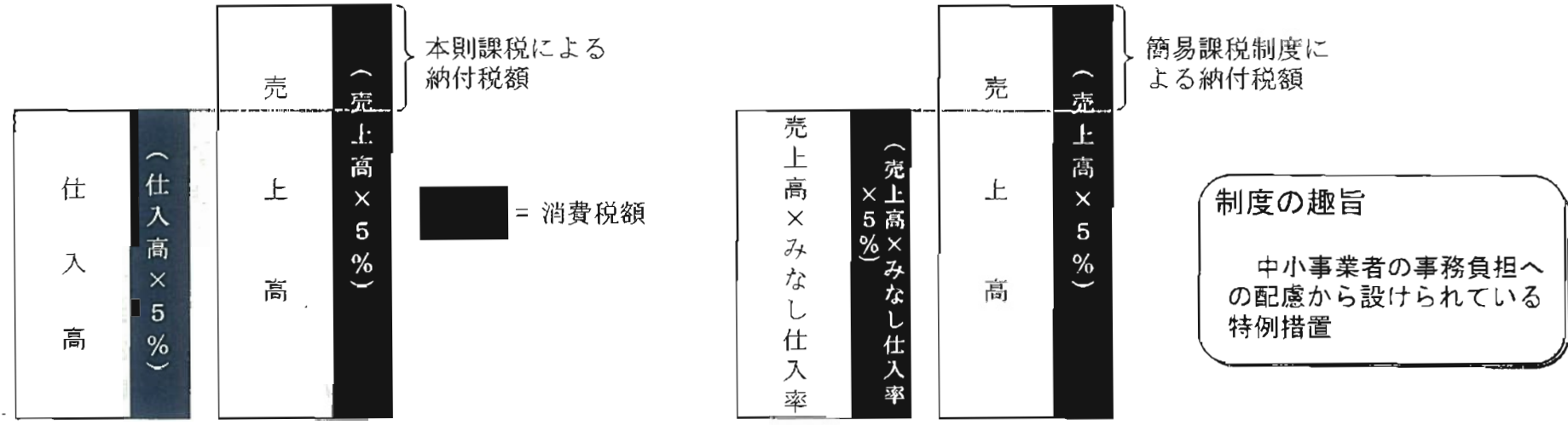
- ① 資本金 1000 万円未満の新設法人において設立 2 年以内の事業者免税点制度の適用を受けている法人の中に、設立当初の第 1 期事業年度から相当の売上高を有する法人が相当数見受けられた。
- ② 法人成り後も相当の売上高を有しているのに、第 1 期課税期間及び第 2 期課税期間において免税事業者となっている法人が相当数見受けられた。
- ③ 1000 万円未満の資本金で法人を設立し、第 2 期事業年度の開始の日の翌日以降に増資を行い資本金を 1000 万円以上にすることなどにより、第 1 期課税期間及び第 2 期課税期間において免税事業者となっている法人が見受けられた。
- ④ 設立 2 年以内の事業者免税点制度の適用を受けた後の第 3 期課税期間以降に解散等している法人が見受けられた。

今後、消費税に関わる幅広い議論が十分なされるよう、消費税の課税の趣旨等の例外として設けられている事業者免税点制度の在り方について、引き続き、様々な視点から不断の検討を行っていくことが肝要である。

簡易課税制度の概要

本則課税

簡易課税



制度の趣旨

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている特例措置

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{仕入高} \times 5\% = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 5\% = \text{納付税額}$$

- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

欧州主要国における付加価値税と他の租税との関係

(2011年1月現在)

EC指令 ^(注)	フランス	ドイツ	イギリス
<p>課税標準は、供給者が購入者等から得た又は得ることとなる対価を構成する全てのもの^(注)であって、かかる供給価格に直接関連する補助金が含まれる(第73条)。</p> <p>課税標準には次のものが含まれる(第78条)。</p> <p>(a)付加価値税を除く租税、関税、課徴金、賦課金</p> <p>(b)供給者が購入者等に負担させる手数料、荷作り費用、輸送費及び保険料等の、付随的経費</p>	<p>課税標準は、供給者が購入者等から得た又は得ることとなる対価を構成する全てのもの^(注)であって、かかる供給価格に直接関連する補助金が含まれる(租税一般法典 266 条 1 項 a)。</p> <p>課税標準には、次のものが含まれる(租税一般法典 267 条 I)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 付加価値税を除く租税、関税、課徴金、賦課金 2. 供給者が購入者等に負担させる手数料、利子、荷作り費用、輸送費及び保険料等の、付随的経費 	<p>売上は対価によりこれを算定する。対価とは、供給を受ける者(購入者)が供給を得るために支出する一切のものをいう。ただし付加価値税額は除かれる(付加価値税法第 10 条 1 項)。</p> <p>事業者によって納税される税(個別消費税等)、公の手数料及び公課は、当該支出の金額が明らかに供給を受ける者に転嫁される場合でも、対価に算入される(付加価値税法準則 149 条 6 項)。</p>	<p>課税標準は、課税業者の供給に対する対価で、付加価値税額は除かれる(付加価値税法第 19 条)。</p> <p>課税標準には、支払われた又は支払われることとなる全ての税(付加価値税を除く)、農業課徴金が含まれる(付加価値税法附則 6-3)。</p>

(注) EC指令は、2007年1月より、それまでのEC第6次指令が改編されたもの。(内容について実質的な変更はなく、条文の構成や文言等が修正された。)

(参考) 日本では、商品の価格に含まれる個別間接税の上に更に消費税がかかることが「タックス・オン・タックス」と呼ばれる。しかし、外国においては、付加価値税の前身である取引高税のように取引の各段階で同じ税が二重三重に課されてしまうことを「Tax on Tax」と呼んでおり、前段階でかかった税額を控除するという現在のEC型の付加価値税が採用されたことにより、このような問題は解消されたとされている。